

平成12年3月30日

「スポーツ振興投票対象試合開催機構の指定」について

本日、スポーツ振興投票対象試合開催機構の指定について、文部省から、文部省記者クラブに対し、別添資料により、発表されましたのでお知らせいたします。

スポーツ振興投票対象試合開催機構の指定について

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第23条第1項は、文部大臣は、サッカーの試合を計画的かつ安定的に開催することなどの業務を公正かつ円滑に行うことができる社団法人を「スポーツ振興投票対象試合開催機構」として指定することができることを規定している。

この度、文部大臣は、社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）からの申請（平成12年3月24日付）に基づき、Jリーグを平成12年3月31日付でスポーツ振興投票対象試合開催機構として指定することとした。

なお、この指定は平成12年4月1日より効力を生ずる。

（参 考）スポーツ振興投票の実施等に関する法律（抄）

（機構の指定）

第二十三条 文部大臣は、サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的として設立された民法第三十四条の社団法人であつて、次条に規定する業務を公正かつ円滑に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、スポーツ振興投票対象試合開催機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

3 文部大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

<今後の予定>

平成12年 秋 スポーツ振興投票の地域限定販売（テスト販売）

平成13年3月 Jリーグ1stステージより全国販売